

小山工業高等専門学校教育高度化センター規則

制 定 令和8年3月11日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第10条第2項の規定に基づき、本校教育高度化センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターにおいては、本校におけるSTEAM教育及びアントレプレナーシップ（以下「アントレ」という。）教育の推進に係る次に掲げる業務を行う。

- 一 センター業務に係る企画・立案に関すること。
- 二 センター事業の実施に関すること。
- 三 センター業務に係る産学官連携及び地域連携に関すること。
- 四 思索Factory及び思索Labの整備、運用に関すること。
- 五 その他センターが必要と認めること。

(センター長)

第3条 センターに、教育高度化センター長（以下「センター長」という。）を置き、本校専任教員のうちから校長が任命する。

- 2 センター長は、第2条の業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第4条 センターに、教育高度化センター副センター長（以下「副センター長」という。）を置き、本校専任教員のうちから校長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門)

第5条 センターに業務遂行のための組織として、次の部門を置く。

- 一 STEAM教育部門
- 二 アントレ教育部門
- 2 前項の部門長は、センター長及び副センター長のうちから校長が指名し、副部門長は部門員のうちから部門長が指名する。
- 3 部門長及び副部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部門員)

第6条 各部門の業務を円滑に行うために部門員を置く。

- 2 部門員は、第2条に定める業務の遂行にあたる。
- 3 部門員は、校長が指名する。
- 4 部門員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、小山工業高等専門学校教育高度化センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、業務内容に応じて、学生課及び総務課が協力して行う。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校アントレプレナー教育推進室規程（令和5年6月14日）は廃止する。